

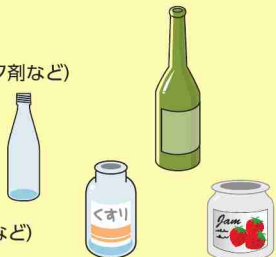
飲食用びん



飲食用びんは青色の町指定の飲食用びん専用袋に入れて出してください。

食べ物、飲み物(飲み薬を含む)が入っていたびんが対象です。

- 飲料のびん (ジュース、お酒、ドリンク剤など)
- 調味料のびん (醤油、ソースなど)
- 家庭用常備薬のびん
- その他の食用びん (ジャム、コーヒーなど)



※化粧品などの飲食用以外のびんは「燃やさないごみ」です。

飲食用びんの出し方

- ① ふた・キャップ、ラベルを外す
- ② 中身をよく洗う
- ③ 青色の町指定の飲食用びん専用袋で出す



※とれないふた・キャップ、ラベルはそのまま構いません。

※金属製のふた・キャップは「燃やさないごみ」です。

※プラスチック製のふた・キャップ、ラベルは「プラスチック製容器包装」です。

※洗っても汚れがひどくてとれないびん(食用油、ドレッシング、焼き肉のたれなど)は「燃やさないごみ」です。